

あなたと家族の健康を支えるしくみ

7月から国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の納付がはじまります。

国民健康保険及び後期高齢者医療は、相互扶助という考えによって成り立っている医療保険制度です。加入世帯の被保険者数や収入などに応じた保険税を負担することにより、万が一、被保険者が病気やけがをしたときには、少ない自己負担（1割～3割）で医療サービスを受けるようになっています。

今年度も国民健康保険税の納付が7月より始まります。年金から保険税が天引きとなる世帯（特別徴収）を除き、毎年7月から翌年の2月までの毎月8期にわたり納付となります。



保険税は期限内納付をよろしくお願いいたします。



国民健康保険税および後期高齢者医療保険料の納期限表							
第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
令和8年 7月31日	令和8年 8月31日	令和8年 9月30日	令和8年 11月2日	令和8年 11月30日	令和9年 1月4日	令和9年 2月1日	令和9年 3月1日

令和8年度より 子ども・子育て支援金制度が始まっています。

令和8年度4月から「子ども・子育て支援金制度」が開始されました。

全ての世代や企業の皆様からの支援金を財源に、子育て施策を拡充し、こどもや子育て世帯を社会全体で支える制度です。

子ども・子育て支援金の保険料は、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料等の医療保険料とあわせて徴収します。

今までの計算分		令和8年度より追加分	
国民健康保険税	=	医療分 + 支援分 + 介護分	+ 子ども分 
後期高齢者医療保険料	=	後期高齢者医療分	+ 子ども分 

お問い合わせ

子ども・子育て支援金制度に関すること
こども家庭庁コールセンター
☎0120-303-272（9時から18時）

保険税（料）の算定方法や算定額に関すること
久米島町福祉課 保険・年金班
☎098-985-7124

こども家庭庁HP

